

米国で新しく生活される皆様へ (習慣の違いにご注意下さい)

1. 小さな子供を車や家に残さない！

米国ミシガン州、オハイオ州ともに未成年者を車に残す、家で留守番させる行為は犯罪です。Teenager（13 歳以上）の場合にはおおめに見られる場合もあるが、基本は両州とも保護すべき年齢は 18 歳未満。過去に 17 歳の娘が眠っていたので車に残し買い物をして逮捕された邦人もいることから、行動には十分な注意が必要。

なお、ミシガン州では、2009 年 4 月 1 日から Kids in Cars と呼ばれる法律が施行され、6 歳未満の子供を 13 歳以上の世話人なく車に残す行為がより厳罰化された。

2. 緊急車両通過時には右側に寄って停車する

緊急車両が近づいてきた場合には全方向の車両が交差点を避けて停止する。（単純違反の罰則：罰金 \$500 以下、服役 90 日以下又は両方（パトカー等と接触して死傷した場合には飛躍的に重くなる。））

2. スルークバス乗降時には停車する

スクールバスが STOP サインを出し、赤色停止灯を点滅している場合は、対向車も含めて、バスから約 6 メートル（20ft）離れて停止する。（罰則：学校における奉仕活動 100 日以下）

3. パトカーに停止を求められたときの注意

パトカーが後方で赤青灯を点滅させたら、速やかに道路脇へ停車することが求められている。日本とは違いサイレンやスピーカーによる停止合図はなく、気づかないで走行し続けると逃走したと判断され、逮捕される可能性がある。

但し、警察官を装う犯罪者もいることから、夜間や人けがない道路では、明るい場所や人がいる場所まで走行して停止する。

4. シートベルトの着用

米国ではシートベルトの着用義務が徹底されている。幼児にはチャイルドシート、4 歳以上 8 歳未満にはブースターシートの着用義務、ミシガン州 16 歳未満、オハイオ州 15 歳未満はどの座席でもシートベルトの着用義務。

5. 公務員及び公共事業従事者（以後公務員等）に関する注意

米国では公務員等の職務が厳格に守られてる。公務員等に対する暴行等は論外ですが、「大声で文句を言う」「非協力的な態度で質問に応じない」等の行為は対公務員等暴行罪（Assault on a Public Servant）又は公務員等に対するいやがらせの罪（Harassment on a Public Servant）に問われる可能性がある。

詳しくは在デトロイト日本国総領事館ホームページ

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/index_i.htm から安全情報>安全の手引き
をご覧ください。